

地方自治法改正に伴う自治会町内会認可制度の変更について

自治会町内会の認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成 3 年 4 月 2 日公布の地方自治法の改正により創設された制度です。

このたび、地方自治法の改正（令和 3 年 11 月 26 日施行）により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

1 法人格を取得するメリット

- ① 継続した活動基盤の確立
- ② 法人として契約主体となることによる事業活動の充実化
- ③ 法律上の責任の所在の明確化
- ④ 個人財産と法人財産との混同防止
- ⑤ 対外的な信用の獲得

2 申請の手続き

必要書類を揃えていただき、区役所に申請してください。規約の変更なども必要ですので、事前に必ず区役所地域振興課にご相談ください。これまで必須としていた保有資産目録（保有予定資産目録）の添付は不要となります。

3 認可地縁団体の運営

認可地縁団体となった場合は、認可される前の会の運営から大幅な変更が必要となります。別紙の注意事項をご確認いただいたうえで、ご検討ください。

4 その他

すでに認可地縁団体となっている自治会町内会の皆様におかれましては、別紙の注意事項をご覧ください、貴会の運営方法と相違がないか、ご確認をお願いいたします。

市民局地域活動推進課
担当：中野、石栗
TEL 671-2317
FAX 664-0734

認可地縁団体となる自治会町内会へのご案内

認可地縁団体となり法人格を得ることで、

- ①継続した活動基盤の確立
 - ②法人として契約主体となることによる事業活動の充実化
 - ③法律上の責任の所在の明確化
 - ④個人財産と法人財産との混同防止
 - ⑤対外的な信用の獲得
- などにつながります。

認可後は会の運営を大幅に変更する必要がありますので、下記の注意事項をご確認いただいたうえで、法人化をご検討ください。

(注意事項)

- 1 構成員名簿を更新（構成員に変動があった場合に更新が必要です。）
- 2 当該区域の住民の概ね4割以上の構成員を維持
- 3 表決権を世帯から個人へ変更
（総会の際の委任状は世帯ごとではなく個人ごとに必要です。）
- 4 財産目録の更新（毎年事業年度の終了時までの間に財産目録の更新が必要です。）
- 5 告示事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等）を変更した場合は、**区長へ届出**
- 6 規約を変更した場合は、**区長へ申請**
（区長の認可を受けなければ、効力を発しません。）
- 7 収益事業を行う場合は、**必ず最寄りの税務署に相談**

この他にも認可地縁団体となる自治会町内会（その代表者）としての義務を負うこととなります。

地方自治法の規定等による義務（例）

- (1) 民事上の取引等に伴う法人としての一般的義務
- (2) 区域内の住民に対する不当な加入拒否の禁止
（地方自治法第260条の2第7項）
- (3) 構成員に対する不当な差別的取扱の禁止（地方自治法第260条の2第8項）
- (4) 特定政党の利用制限（地方自治法第260条の2第9項）
- (5) 損害賠償責任（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条）
- (6) 代表者の権限の制限（地方自治法第260条の6、地方自治法第260条の10）

※認可要件（第260条の2第2項）を満たさなくなった場合、認可が取り消されることがあります。

※役員に変更があった場合は、次の役員に注意事項を確実に引き継いでください。

市民局に寄せられた自治会町内会認可に関するよくある質問

- Q 1. 今回の地方自治法改正で、自治会町内会の認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」という表現に改められた趣旨を教えてください。

区長の認可を受け、法人格を取得する目的としては、改正前の地方自治法第 260 条の 2 第 1 項で規定されていた「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」というもの以外に、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が挙げられます。

これらの目的は、いずれも自治会町内会が地域的な共同活動を円滑に行うことにつながるものであり、このために自治会町内会は法人格を取得するものと考えられることから、認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」という表現に改められました。

- Q 2. 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている自治会町内会は認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とできませんか。

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

- Q 3. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

自治会町内会の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。(Q 4. の下線部分参照)

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

- Q 4. 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。

地方自治法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別・年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、自治会町内会の区域に有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば、認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではありません。

- Q 5. 構成員の名簿を更新する際に世帯単位に変更することはできますか。

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、構成員の名簿を世帯単位に変更することはできません。